## 秋田県告示第38号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和元年5月24日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1(1) 処分をした年月日
  - 令和元年5月10日
  - (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 鈴木工務店

大仙市刈和野字百人畑9-5

鈴木健生

秋田県知事許可(般-27)第81499号

(3) 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実

平成31年4月18日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。 このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

2(1) 処分をした年月日

令和元年5月10日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 中野工務店

仙北郡美郷町金沢西根字上百目木89-4

中 野 光一郎

秋田県知事許可(般-29)第11678号

(3) 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実

平成31年4月25日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。 このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。